

報告第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

平成30年5月22日提出

平成30年5月22日承認

藤岡市長 新 井 雅 博

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、藤岡市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を下記のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

藤岡市長 新 井 利 明

記

藤岡市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
藤岡市都市計画税条例の一部を改正する条例（昭和38年条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第5項（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第6項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改める。

附則第7項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改める。

附則第8項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第9項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第10項（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第14項中「第17項」の次に「、第18項、第20項」を加える。

附則第15項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の藤岡市都市計画税条例の一部を改正する条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。